

このほか、報告微収、立入検査、措置命令といたた、南極地域の環境の保護のため必要な監督を行ふとともに、周知、罰則、経過措置等に關し、所要の規定を設けることとしております。また、この法律の制定に伴い、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律は廃止することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松崎公昭君

○松崎委員 新進党的松崎公昭でございます。
アセス法も通過しまして、いろいろ環境問題、重要なときであります。地球環境の一つの大きな柱であります南極の今回の法案も重要なとおもいますが、その法案の御質問に入る前に、一つだけお聞きいたします。

五月十五日に朝日新聞に出ました環境省の設置、環境庁を環境省にしたい、そんな記事でありましたけれども、この真意はどういうことであましょか、長官。

○石井国務大臣 委員御指摘になりました問題につきましては、環境問題、環境行政というものはやはり人類共通の課題であるわけでございまして、二十一世紀に向けて重要な政策課題の一つでございます。その問題に適切に対応していくためには、総合的に、また効果的な環境政策を推進していくことが必要でございますので、現在、省庁再編のあり方については行政改革会議において審議されているところでありますので、環境庁といたしましては、環境行政のあり方、充実について今後よく説明をしてまいりたいとは思つております。

○岡田政府委員 委員御指摘の点について、後段、補足説明させていただきます。
行政改革会議におきましては、現在、各省庁に対するヒアリングを行つて、いるところでございました。環境庁に対するヒアリングは五月二十一日が予定されております。そのために私どもが用意しましたヒアリング資料が、十四日に行革会議事務局より各委員に配付されまして、公表されております。

今、御指摘の点でございますが、行政改革会議のヒアリングの資料の中では、今大臣からも申し上げましたように、「環境問題は、二十一世紀に向けて政府が眞っ正面から取り組むべき主要な政策課題であり、環境保全を目的とした独立の行政組織が必要である。」ということは述べております。

これは、実は質問がございまして、質問が、「環境行政について、個別行政分野、事業を各省庁が所管する中で、独立した行政機関として存在することの必要性、環境行政に関する組織のあり方にについてどう考えるか。」こういう質問でございました。したがつて、これに対して、今大臣からもる申し上げましたような基本的な姿勢について述べまして、その中で、「環境行政に責任を持つ大臣と独立の行政組織、例えば、諸外国に見られるように、環境省といった、環境を中心とする組織を置くことが適当である。」という考え方をお示しております。

○松崎委員 この問題は余り突っ込んで話をするつきましては、環境問題、環境行政といふのは気はありますけれども、ただ、確かに大臣のおっしゃるように、世界的なレベルからいっても、環境行政の大しさ、そして、しっかりと日本の方でお見えになる。日本人なども六百人ほど入っている。まして日本人の場合は、世界に向かって、もう行くところがないなどという方が非常にたくさんいるわけですから、これからもどんどんこういう観光面の人たちが入るおそれがある。そういうことで、これから、あのままで、条約だけでは足りないということで、それを補完する、そして一步進めるということで、一九九一

年から日本の行政の中で環境行政を位置づける形は何も省じなくともいいわけでありますけれども、その辺、私は環境行政をバックアップするという立場で、ただ、国民の目から見ても行政に反しないような形でやつていただきたい、そんなふうに要望しておきます。

二十一世紀に向けて、革命的な断行、諸改革が行われるわけでありますけれども、今も言いましたように、地球環境の保護というのは、まさにもう世界規模、地球規模、そこで経済力を持つた日本の、そしてまた世界に羽ばたいている日本の役割は非常に大きい、そういうふうに思うわけあります。

南極というのは、さっき長官のおっしゃったとおり、地球上で最後に残された原生の地、しかも人為的な汚染がほとんどなく、地球温暖化やオゾンホールなどの現象が顕著にあらわれる場所であります。その環境をモニタリングすることが地球全体の環境を診断する上で大変重要ということについてどう考へるか。こういう質問でございました。したがつて、これに対して、今大臣からもる申し上げましたような基本的な姿勢について述べまして、その中で、「環境行政に責任を持つ大臣と独立の行政組織、例えば、諸外国に見られるように、環境省といった、環境を中心とする組織を置くことが適当である。」という考え方をお示しております。

○津曲説明員 本議定書の発効は、先生おっしゃったように、協議国二十六カ国全部が締結し初めで発効するという仕組みになつております。そこで、政府といたしましては、この議定書及び附属書Vの発効の見通し、ほかの協議国の動向等を念頭に置きつつ、議定書、附属書Vの内容並びにその実施のための国内法の整備について慎重な検討を行つてまいりまして、今回、この法律案の作成を踏まえて議定書を締結すべく国会の御承認を求めた次第でございます。

今申し上げましたように、五年半を経過して、日本が最後の二つの国に残つてしまつたということが六一年に発効したわけであります。

しかしながら、最近の流れでは、基地の活動の活発化もそうですね、観光に年間約一万人の方がお見えになる。日本人なども六百人ほど入っている。まして日本人の場合は、世界に向かって、もう行くところがないなどという方が非常にたくさんいるわけですから、これからもどんどんこういう観光面の人たちが入るおそれがある。そういうことで、これから、あのままで、条約だけでは足りないということで、それを補完する、そして一步進めるということで、一九九一

年から、質的に環境行政を後退させない、ですから、質的に環境行政を後退させない、

は余り大きな顔はできませんけれども。ただ、一つ、日本のこの構造の中でこの辺のことはしっかりと見直さないといかぬと思う。これは、一環境が効力の発生に貢献したのは五つしかない、そういうことなのですね。ですから、これは、外務省の人手が足らないのか、あるいは海洋法条約が優先していなかったのではないかとか、あるいは通産関係の方々のこういう環境に対するブレーキがかかってたとか、あるいは縦割り行政がいけないのだとか、いろいろな意見があるようありますけれども、こういうことのないよう、そして、世界に恥ずかしくないような形をお願いをしたい、そう思っております。

最後、ロシアのこの未締結の理由とそれから見通し。先ほどおっしゃったとおり、協議国すべてが締結しないと発効しないというのですから、幾らさんが国内法をやつても、どんどん時間は経過し、南極の観光客はどんどん入ってくるわけでありますから、その辺のロシアの見通し。よろしくどうぞ。

○津曲説明員 ロシアにつきまして、締結作業がおくれた理由については明らかにはされておりませんけれども、現在、ロシア政府部内で議定書締結に向けての調整が行われた上で、三月中旬ごろにロシア議会に提出され、その後、国内手続が進んでおり、締結に向けて作業は進んでいるというふうに聞いております。

それから、この議定書の発効の見通しでござりますが、この議定書は、採択の日に南極条約協議国であるすべての国、二十六カ国が締結した日の三十日後に効力が生ずるということになつております。この南極条約協議国の中では議定書を締結していない我が国とロシアが締結手続を了すれば、その規定に従つて効力を生ずることになります。ロシアの方も早期に締結したいという意向を有しているというふうに聞いてございます。

我が国いたしました後、所要案等の審議を了していただければ、その後、所要の政省令手続を整備した後、速やかに締結手続をとりまして、それについて終わつていれば、その後、規定に基づきまして発効するというふうに承知しております。

○松崎委員 はい、わかりました。

さて、私は素人でありますので、初めての国会でしたから、南極観測、この重要な日本の観測というのが意外と、昔のタロー、ジローとかそういうものはわかつておりますけれども、実際わかりません。昭和三十二年に西堀隊長の第一次隊で始まりましたが、この昭和基地、ちょうど四十年。この間の成果、また負の成果も含めてお知らせをいただきたい。そしてまた、日本の南極観測の今後の課題、これは何でしょうか。これは文部省さんですか。

〔委員長退席、小林（守）委員長代理着席〕

○岩本説明員 お答え申し上げます。

我が国の南極観測は、昭和三十年十一月に開設決定により設置されました南極地域観測統合推進本部におきまして、文部大臣を本部長といたしまして、外務省、環境庁等を初め関係各行政機関の連携、協議及びその統合推進を図り実施しているところでございます。先生先ほどおっしゃいましたように、南極観測事業、かつては非常に国民的な関心を呼び、タロー、ジローの話などは当時の若い人、子供たちは皆よく知つていただけます。

今、何をやつているかということをございます。これから、今後の課題でございます。今後の課題といましても、先ほど先生おっしゃつたように、南極の環境保護という問題。これは、私たちとともに、南極観測隊が科学的知見をもたらすとともに、南極観測隊の活動が環境に負荷をもたらしているということもまた理論的には言えるわけでございます。そこで、廃棄物の処理、こういった問題を適切に実施していくよう、もう既にいるところです。

ば極域大気・氷水・海洋圏における環境変動機構に関する研究でございますとか、そのほか地学系、生物・医学系等の研究観測を行つております。また、隊員の訓練等につきましても、国立極地研究所が中心的な役割を担つてゐるところでございます。

また、最近の環境問題の重要性にかんがみまして、平成八年度からモニタリング研究観測、こればかりはかなり長い期間データを蓄積していくという意味でのモニタリングでございますが、このモニタリング研究観測というカテゴリーを導入いたしましたから、南極観測、この重要な日本の観測といふのが意外と、昔のタロー、ジローとかそういうものがわかつておりますけれども、実際わかります。

○松崎委員 大変地味でけれども重要な南極の地政手続を整備した後、速やかに締結手続をとりまして、それについて終わつていれば、その後、規定に基づきまして発効するというふうに承認しております。

さて、私は素人でありますので、初めての国会でしたから、南極観測、この重要な日本の観測といふのが意外と、昔のタロー、ジローとかそういうものがわかつておりますけれども、実際わかります。

そのほか、定常観測といたしましては、気象、海洋観測等々を行つてあるところでございます。そのほか、定常観測といたしましては、気象、海洋観測等々を行つてあるところでございます。

そのほか、定常観測といたしましては、気象、海洋観測等々を行つてありますけれども、例え第一回は、昭和三十二年に西堀隊長の第一次隊で始まりましたが、この昭和基地、ちょうど四十年。この間の成果、また負の成果も含めてお知らせをいたきたい。そしてまた、日本の南極観測の今後の課題、これは何でしようか。これは文部省さんですか。

〔委員長退席、小林（守）委員長代理着席〕

さて、この法案の具体的な中身に入らせていただきたいと思います。

先ほど長官のお話の中にも、南極地域活動計画、今回の法案の中にもあるわけですけれども、一番の柱が確認制度、これは長官の確認を中心に行つて、外務省、環境庁等の研究者によりまして、気象、海洋観測等について調査研究を実施しているところでございます。

成果でございますけれども、例えば第二十三次隊、一九八二年九月のことですけれども、も、オゾンホールを世界で初めて観測するといった学術的に高い実績を上げておりますし、この三月に帰つてしまひました第三十七次隊におきましては、氷床深層掘削、氷のコアを二千五百メートルまで到達するということで掘削をいたしました。これまでの研究によりまして過去三十五万年前までの気候変動の研究に資するものであります。

さて、この法案、これから南極をしっかりと見定めていく、あるいはアクセスをやるという場合に、環境庁からは準備段階として事前に南極へどのぐらいう行つていらっしゃるのか。それから、先ほどお話をありましたように環境庁としての知見、この蓄積は十分あるのかどうか、環境庁として、それから、審査体制の確立はどのようにされようとしているか。この点、お伺いいたします。

○澤村政府委員 お答え申し上げます。

まず、法案の作成に当たつてどのような対応で臨んだかということをございます。まず、法規の検討を進めるに当たりまして、南極地域におきます観光利用の実態を把握するために、平成七年十二月から八年一月にかけまして職員二名を現地に派遣し、観光ツアーの実態調査などの現地調査を行つたところでございます。

また、知見はいかがかというお尋ねでございまして、この法律は、南極で行われる活動につきまして、南極地域の環境保護の観点からその適否を判断するものであります。環境保護を任務とする環境庁が所管することとされたところでござい

ます。本法の適切な運用のために南極地域の現状等に関する情報が必要であります。環境庁として、これまでの我が國の南極観測活動の中関係機関が蓄積しているデータや知見、さらに諸外国の知見等についても収集に努めることとしておりました。十分対処できるものと考えております。

なお、確認申請の審査に当たりましては、必要に応じて学識経験者にも意見を求めるとしておりまして、これらによりまして、本法的的確な審査に努めてまいります。

○松崎委員 観光ツアーワーの調査、もちろん一番これから問題になりそうな観光ツアーワーですから、調査に行かれたのはお二人で行つたそうでありますけれども、それはそれで十分重要なことなんですねけれども、この法案を見ますと、環境庁はかなりしっかりとリーダーシップをとり、全部チェックしなければならないということになりますと、相当兩極の現状も承知していないと、今の段階でもいけないのじやないかということでお聞きしたのですけれども、行っていないものはいたし方ありません。観光ツアーワーで二人しか行つてないといふことでありますけれども、この辺、ちょっと私は手薄ではないか、そんなふうに思つておりまます。

さて、実績がないということは、これはしようがないことでありますけれども、監視体制、立入検査もあるわけですね。検査もあるのですね、これは全体でやるわけありますから。その職員の派遣体制なんかは今後どのように間もなく発効するわけでありますから、その辺、どういう体制で職員の派遣も考えていらっしゃるか。

○澤村政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、国内法の実施上、観光活動や基地活動等について、現地におきまして法律の履行状況の監視指導等を行うことは大変に重要な課題であると認識

しております。環境庁といたしましても、職員を現地に派遣することも含めまして、今後関係省庁とも相談して、効果的な体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○松崎委員 これから活動の実情も考慮しつつ検討してまいりたいということでございます。

○松崎委員 これからいろいろされるということになるのでしょうかけれども、我々素人から見ましても、どういうふうになるのかな。例えば、観測船が行つても年に二回行つたり来たりですから、その間ずっと向こうにいるのかとかいろいろ素朴な疑問を感じるわけがありますけれども、ひとつその辺はしっかりとやつていただきたいな、そんなふうに思つております。

先ほどからお話しになつておりますけれども、この辺はしっかりと国際的にも聞いております。ですから、よほどしっかりと国際協力をしながら確立をしていただきたい、そんなふうに思う次第であります。

○澤村政府委員 観光ツアーワーの監視に関するお尋ねでございますが、環境庁といたしましても、各國からの観光客が混在する観光ツアーワーのような活動の監視につきましては、国際的な協力のもとに行われることが効果的であるというふうに考えております。

議定書におきましては、国際的な監視員による検査が実施されることとされておりまして、その結果は全体でやるわけありますから。その職員の派遣体制なんかは今後どのように間もなく発効するわけでありますから、その辺、どういう体制で職員の派遣も考えていらっしゃるか。

○澤村政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、国内法を基準にしながら各國がそれぞれの国で申請をするわけでありますから、そういう点で、やはり日本のチェックがしっかりといませんと、向こうへ行って、日本から来たのはちょ

な、実態ということでございますが、南極に行きます観光客ということで申しますと、十年ほど前では六百人程度のものが昨今では一万人を超える、これは全世界の数字でございますが、そういう状況になつております。

○松崎委員 これから問題が多いわけでありますけれども、ただ、既に一万人観光客が入つてゐるわけですね。今後もあえそだというニュースがございます。あるいは、日本の旅行社も企画をしているというふうにも聞いております。ですから、これから国際的に、もつとも認定書が効果的です。これから、なかなか難しいとは思いますが、それでも、この辺は、それこそリーダーシップを取つて、いざ日本のお客客も多くなると思いますから、よほどしっかりと国際協力をしながら確立をしていただきたい、そんなふうに思う次第であります。

さて、今法案のポイントは、結局国内の手続でございます。この国内の手続関係についてお聞きをいたします。

南極の環境影響について、環境影響評価図書の作成をする。申請者が調査をし、予測及び評価を行わなければならぬわけでありますけれども、こういう図書でありますとかというのは、余り南極に行つていない人がそれを申請するわけありますから、具体的にどんな方法がよろしいのか、どういうふうな方法で申請者が図書をつくつたりするのか、その辺お聞きしたいと思います。

○澤村政府委員 環境影響評価図書に関するつくり方等、そいつた具体的な事務のことについてのお尋ねでございますが、南極地域の環境の現状や環境影響のあらわれ方等につきましての情報や知見は、一般的の国民にとりましては、今後協議国会議や環境保護委員会などの場で具体的な検討が始まられるものと認識しております。

○松崎委員 わかりました。

環境庁といたしましても、環境影響評価に必要な各種の情報や知見の収集を進めるとともに、これをデータベースとして整備するこ

とだらしないなんということになつてもいけませんから、その辺、先ほどの知見の収集でありますとかいろんな機関での情報をしっかりと提供するというのは、環境庁へ行けばそういうものが全部いただけるというシステムになるんでしょうか。

○澤村政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、データベース化するとかいろんな形でもって情報を提供したいと思います。とりわけ観光客につきましては、さきに日本の京都で行われました協議国会議のときにも、観光についてのガイドラインというようなものも出されております。また、今度の協議国会議等においても、それらのことがさらには議論されるということを伺っております。そうしたものにつきましては、一般の国民にもわかるような形でもって適切にお示しをしていただきたいというふうに考えております。

なお、各国の議定書の運用状況につきましては、毎年一回開催されます南極条約協議国会議の場等を通じて情報交換も図られるということになつておりますので、そういうふうなところのメールも使いましていろいろと情報を提供してまいりたまといふふうに考えております。

○松崎委員 大分よくわかりました。

なかなか南極といいますと遠い存在で、我々には関係ないのかなというような感じがしましただけれども、そういう今の具体的なお話を聞きまして、それじゃ、結構我々でもそういう手続をしっかりやって行けるんだな、そんな感じをいたしましたので、しっかりとやつていただきたいと思いま

す。

ところで、先ほど触れました環境影響評価が、

それぞれ各国任せなんですね。附帯書にもありますように、予備評価、初期評価、包括評価、これ

があるわけでありますけれども、各国任せですか

ら、基本的には国内法中心でありますので、ばらばらではないか、本旨に反する結果が出るおそれ

があるんじゃないかという心配をしております。

ですから、環境保護委員会等で各国間の調整や統一基準の設定、これが必要ではないかと思いま

すので、私が申し上げます。

○澤村政府委員 具体的な運用のことなどございま

すので、私が申し上げます。

ただいま申し上げましたように、毎年一回、南

極条約協議国会議が開催されるというのが昨今

の状況になつておりますので、そういう場で情報交

換が図られるということでございますが、この議

定書が発効いたしますと、議定書の締約国により

構成されます環境保護委員会というものがさらに

設置されることになつております。この委員会に

おきましては、環境影響評価手続の適用、それか

ら実施等、議定書の実施に関する助言及び勧告等

を行なうということとされております。

したがいまして、南極条約協議国会議や環境保

護委員会の場を通じまして各締約国間の議定書の

運用につきまして調整が図られるということにな

りますので、運用に当たりましては各國の大きな

ばらつきといふものはなくなつてくるもの、そろ

うふうに考えております。

○松崎委員 次に、違反行為をした者に対して、

原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困

難である場合に、これに代わるべき必要な措置を

とるべきことを命ずる」としてありますけれども、

「代わるべき必要な措置」とは例えばどんな

ような措置なのか。また、原状回復に必要な措置

の確認、これは現場がはるか遠いわけですね、

かりやつて行けるんだな、そんな感じをいたしま

したので、しっかりとやつていただきたいと思いま

す。

○松崎委員 お答えします。

職員の派遣等につきましては、先ほど申し上げ

ましたように、南極におきますその活動の状況等

を見ながらこれから関係省庁ともいろいろと詰め

てまいりたいと思いますが、日本国の職員が派遣

されるということとともに、国際的には査察の制

度といふものもございます。そういう形で連携を

とりながらいろいろと適切に対処してまいりたい

と考えております。

○松崎委員 大分先の予測で御質問ばかりしてい

ます。原状回復、それからその代替措置といふこ

とにつきまして、そのよくな点に配慮しながら

規定したところでございます。

原状回復命令の内容としては、確認を受けない

で設置した建築物の撤去等、また、これにかわる

べき措置の内容いたしましては、油漏れ等に

よつて広範囲な土壤汚染を生じた場合に、可能な

限り汚染土壤を除去すること、そのようなことが

考へられるわけでございます。

か。長官によろしいですか。

そして、以上のよくな命が履行されたかどうか

を確認についてのお尋ねもあつたわけでござい

ます。ですが、命令を受けた者から必要な事項について

報告を求めるということ、あるいは必要に応じま

して職員が現地で確認する、そういったことによ

り対処してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、この法律全体の、議

定書全体の考へ方は予防的な考へ方に立つて

いることでございますが、それらを配慮しながら

運用をしていかたい、そのように考へております。

○松崎委員 予防的立場ということはもちろんわ

かりますけれども、こういう法律によつてむやみ

やたらに南極に行つても、活動は決められたある

程度権威のあるしっかりととしたところ以外は困る

よ、そういうことでござります。そういうことでござりますので、運用に当たりましては各國の大きな

ばらつきといふものはなくなつてくるもの、そろ

うふうに考えております。

○松崎委員 次に、違反行為をした者に対して、

原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困

難である場合に、これに代わるべき必要な措置を

とるべきことを命ずる」としてありますけれども、

「代わるべき必要な措置」とは例えばどんな

ような措置なのか。また、原状回復に必要な措置

の確認、これは現場がはるか遠いわけですね、

かりやつて行けるんだな、そんな感じをいたしま

したので、しっかりとやつていただきたいと思いま

す。

○澤村政府委員 この法律は、南極地域の環境の

特性にかんがみまして、環境に関します悪影響を

事前に抑止することを重視しているものでござい

ます。原状回復、それからその代替措置といふこ

とにつきまして、そのよくな点に配慮しながら

規定したところでございます。

原状回復命令の内容としては、確認を受けない

で設置した建築物の撤去等、また、これにかわる

べき措置の内容いたしましては、油漏れ等に

よつて広範囲な土壤汚染を生じた場合に、可能な

限り汚染土壤を除去すること、そのようなことが

考へられるわけでございます。

か。長官によろしいですか。

そして、以上のよくな命が履行されたかどうか

を確認についてのお尋ねもあつたわけでござい

ます。ですが、命令を受けた者から必要な事項について

報告を求めるということ、あるいは必要に応じま

して職員が現地で確認する、そういったことによ

り対処してまいりたいと思います。

ただいま申し上げましたように、毎年一回、南

極条約協議国会議が開催されるというのが昨今

の状況になつておりますので、そういう場で情報交

換が図られるということでございますが、この議

定書が発効いたしますと、議定書の締約国により

構成されます環境保護委員会というものがさらに

設置されることになつております。この委員会に

おきましては、環境影響評価手続の適用、それか

ら実施等、議定書の実施に関する助言及び勧告等

を行なうということとされております。

したがいまして、南極条約協議国会議や環境保

護委員会の場を通じまして各締約国間の議定書の

運用につきまして調整が図られるということにな

りますので、運用に当たりましては各國の大きな

ばらつきといふものはなくなつてくるもの、そろ

うふうに考えております。

○松崎委員 次に、違反行為をした者に対して、

原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困

難である場合に、これに代わるべき必要な措置を

とるべきことを命ずる」としてありますけれども、

「代わるべき必要な措置」とは例えばどんな

ような措置なのか。また、原状回復に必要な措置

の確認、これは現場がはるか遠いわけですね、

かりやつて行けるんだな、そんな感じをいたしま

したので、しっかりとやつていただきたいと思いま

す。

○澤村政府委員 この法律は、南極地域の環境の

特性にかんがみまして、環境に関します悪影響を

事前に抑止することを重視しているものでござい

ます。原状回復、それからその代替措置といふこ

とにつきまして、そのよくな点に配慮しながら

規定したところでございます。

原状回復命令の内容としては、確認を受けない

で設置した建築物の撤去等、また、これにかわる

べき措置の内容いたしましては、油漏れ等に

よつて広範囲な土壤汚染を生じた場合に、可能な

限り汚染土壤を除去すること、そのようなことが

考へられるわけでございます。

か。長官によろしいですか。

そして、以上のよくな命が履行されたかどうか

を確認についてのお尋ねもあつたわけでござい

ます。ですが、命令を受けた者から必要な事項について

報告を求めるということ、あるいは必要に応じま

して職員が現地で確認する、そういったことによ

り対処してまいりたいと思います。

ただいま申し上げましたように、毎年一回、南

極条約協議国会議が開催されるのが昨今

の状況になつておりますので、そういう場で情報交

換が図られるということでございますが、この議

定書が発効いたしますと、議定書の締約国により

構成されます環境保護委員会というものがさらに

設置されることになつております。この委員会に

おきましては、環境影響評価手続の適用、それか

ら実施等、議定書の実施に関する助言及び勧告等

を行なうということとされております。

したがいまして、南極条約協議国会議や環境保

護委員会の場を通じまして各締約国間の議定書の

運用につきまして調整が図られるということにな

りますので、運用に当たりましては各國の大きな

ばらつきといふものはなくなつてくるもの、そろ

うふうに考えております。

○松崎委員 次に、違反行為をした者に対して、

原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困

難である場合に、これに代わるべき必要な措置を

とるべきことを命ずる」としてありますけれども、

「代わるべき必要な措置」とは例えばどんな

ような措置なのか。また、原状回復に必要な措置

の確認、これは現場がはるか遠いわけですね、

かりやつて行けるんだな、そんな感じをいたしま

したので、しっかりとやつていただきたいと思いま

す。

○澤村政府委員 この法律は、南極地域の環境の

特性にかんがみまして、環境に関します悪影響を

事前に抑止することを重視しているものでござい

ます。原状回復、それからその代替措置といふこ

とにつきまして、そのよくな点に配慮しながら

規定したところでございます。

原状回復命令の内容としては、確認を受けない

で設置した建築物の撤去等、また、これにかわる

べき措置の内容いたしましては、油漏れ等に

よつて広範囲な土壤汚染を生じた場合に、可能な

限り汚染土壤を除去すること、そのようなことが

考へられるわけでございます。

か。長官によろしいですか。

そして、以上のよくな命が履行されたかどうか

を確認についてのお尋ねもあつたわけでござい

ます。ですが、命令を受けた者から必要な事項について

報告を求めるということ、あるいは必要に応じま

して職員が現地で確認する、そういったことによ

り対処してまいりたいと思います。

ただいま申し上げましたように、毎年一回、南

極条約協議国会議が開催されるのが昨今

の状況になつておりますので、そういう場で情報交

換が図られるということでございますが、この議

定書が発効いたしますと、議定書の締約国により

構成されます環境保護委員会というものがさらに

設置されることになつております。この委員会に

おきましては、環境影響評価手続の適用、それか

ら実施等、議定書の実施に関する助言及び勧告等

を行なうということとされております。

したがいまして、南極条約協議国会議や環境保

護委員会の場を通じまして各締約国間の議定書の

運用につきまして調整が図られるということにな

りますので、運用に当たりましては各國の大きな

ばらつきといふものはなくなつてくるもの、そろ

うふうに考えております。

○松崎委員 次に、違反行為をした者に対して、

原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困

難である場合に、これに代わるべき必要な措置を

とるべきことを命ずる」としてありますけれども、

「代わるべき必要な措置」とは例えばどんな

ような措置なのか。また、原状回復に必要な措置

の確認、これは現場がはるか遠いわけですね、

かりやつて行けるんだな、そんな感じをいたしま

したので、しっかりとやつていただきたいと思いま

す。

○澤村政府委員 この法律は、南極地域の環境の

特性にかんがみまして、環境に関します悪影響を

事前に抑止することを重視しているものでござい

ます。原状回復、それからその代替措置といふこ

とにつきまして、そのよくな点に配慮しながら

規定したところでございます。

原状回復命令の内容としては、確認を受けない

で設置した建築物の撤去等、また、これにかわる

べき措置の内容いたしましては、油漏れ等に

よつて広範囲な土壤汚染を生じた場合に、可能な

限り汚染土壤を除去すること、そのようなことが

けれども、やはりこういう法律ができたわけですから、日本でもその観光ツアーレースに参加する人までも広げて、そういう方々に南極の問題点、そりゃいたものを指導すべきではないか、そんなふうに思いますけれども、業者の指導も含めてどのようについて考えていらっしゃいますか。

○澤村政府委員 確かに、先ほど來お話を出ておられますように、南極地域を訪れる觀光客は今後ともふえることが予想されるわけでござります。こうした方々に対しましては、本法、それから議定書の規定を遵守していただくということはもちろんですことでございますが、南極地域の原生の自然が残っている、そうした環境の特殊性あるいはそ

の重要性について十分理解をしていただきまして、環境への影響を及ぼさないよう十分な配慮を行っていただく必要があるわけでございます。

○公寄委員　よろしくお預けをいたし、と思ひました協議国会議におきましては、観光客に対するガイドラインも採択されているところでござります。環境庁といたしましても、これらが十分に配慮されますよう、周知のためのリーフレット等を作成し配布することなどによりまして、観光客への普及啓発に努めまいりたいと考えております。

さて、南極といいますと、もう我々すぐに思い浮かべるのがオゾンホールの問題でございます。これからまた紫外線を浴びる時期でありますけれども、その影響が非常に懸念されます。最近でも大きなオゾンホールが随分できている、また北極でも観測されたというふうにも聞いておりますけれども、南極におけるオゾンホール、これは今どんな状況でござりますか。

南極上空のオゾンホールについてのお尋ねでございます。

おきましても過去四年と同程度の最大規模のオゾンホールが観測されたということをございます。ちなみに、今後のオゾン層の見通しでございますけれども、国連環境計画、UNEPの報告によ

は、これも台数ベースでございますが回収率が七・二%、それから業務用冷凍空調機器につきましては一八%ということです。まだまだ私どもとしては回収について努力を要さなければならぬレベルだという認識をいたしておるところでござります。

環境庁といたしましては、このような現状も踏まえまして、関係十八省厅から成りますオゾン層保護対策推進会議を設けておりますが、ここにおきまして、今後、回収でありますとか破壊のための仕組みづくり等、一層の促進策のあり方について検討を進めているところでございます。その結果を踏まえまして、都道府県単位で設置をされ
るまつり又争進島議会、この場の活

おこないます。コンサルティング会議会等の場の活用等も通じまして関係業界における回収なり破綻についてのコンセンサスの形成が進みますよう効ある対策を展開してまいりたい、そのように考

えて いるところでござります。
○松崎委員 フロンに関してはもう少しやりた
かったのですけれども、まだまだ協議会設置も六

○%でありますとか、家電も非常に低いですね。ですから、この辺しっかりやつていただきたい。そしてまた、先ほど言いました途上国に関して、

ODAを通じてあるいはJICAを通じながら、しっかりと、少しでも早く、一年でも早く途上国に今のフロンの生産をやめさせられるようにして

いただきたい。
最後に、ちょっと一つだけ、諫早湾の問題。
これは、環境庁の見解は、最近大分問題になつ

○田中(健)政府委員 謙早の干拓事業につきましては、これまでども、どんな見解でありますか、お尋ねいたします。

ては、その実施に当たりましてあらかじめ環境影響評価が行われておりますし、環境庁にいたしましては、昭和六十三年それから平成四年に必要な意見を述べたところでございます。

昭和六十三年の意見では、調整池内の水質保全、それから鳥類の生息環境あるいはまた潮受け堤防の前面部におきます干潟の再生促進、その他

いろいろ意見を申し上げております。
さらにまた、去る三月には、現在の環境保全対策の進捗状況あるいは締め切り後の水質変化の予測につきまして農林水産省あるいは長崎県に確認

いろいろの意見を申し上げております。
さらにまた、去る三月には、現在の環境保全対策の進捗状況あるいは縮め切り後の水質変化の予測につきまして農林水産省あるいは長崎県に確認の上で、農林水産省それから長崎県に対しまして、水質の汚濁削減対策の推進、あるいは環境モ

ニタリングとそれを踏まえた適切な対策の実施につきまして一層の配慮を要請をしております。このように、環境庁といたしましては、この事業につきましての環境保全面での必要な意見は既に申し上げたというふうに考えておるところでございまして、環境庁といたしましては、これまで申し上げた意見に基づきまして、事業者それから也ご自身本どきよって販刀は畢竟果て付が

井元自活化にむけて、最も大切なのは、今次災害が、われていると考えておりますけれども、今後とも、意見で申し上げたモニタリングの結果あるいは環境保全対策の進捗状況については、継続的に把

握をしてまいり、こういうふうに考えておりま
す。

○松崎委員 時間ですから終わります。ありがとうございました。
○佐藤委員長 桑原 豊君。

○桑原委員 民主黨の桑原でございます。
南極保護法案の質問に入る前に、日本の環境問題にとりまして大変喫緊の課題でござります、今

お話を聞きましたが、ひとつ諫早灣の干拓事業について長官の所感をお伺いしたい、このように思っております。

四月十四日に例の最後の潮受け堤防が締め切ら
れまして、表現の仕方としてはあれですが、世界
最大のギロチンが落ちた、こういうような表現も

されておりますけれども、既に一ヵ月以上たま
して、広大な干潟には死臭が漂い始めておる、悪
臭やガスも発生している、こういうようなことが
伝えられておりますし、環境委員会の佐藤委員長

なども何回となく現地に足を運んでいろいろと観察をし、その問題点なども把握をされているわけだと思います。

私は、残念ながら、何回も機会があつたのですけれども、今のところとうとう一回も行けなかつたのです。前々から、特にシチメンソウですか、あの紅葉の美しさというのいろいろな絵や写真でも見ておりますし、すばらしい干潟だなということをそういうものを通じてつくづく感じておつたわけでござりますけれども、こういった事態に至つた。

いろいろと議論されております。環境庁さんも今お話を申し上げておつたようですが、いわゆる干潟がなくなることによつて貴重な生物、植物あるいは鳥たちが生きていけなくなると、いうこと、防災や農業の観点からしても必ずしも納得の得られる説明がなされていない、あるいは、そして我々自身の海、生活も失つてしまふことは、まさに、貴重な生き物を失い、町を失い、そして、國民的な大きな関心も呼んでおります。

私は、今この失われようとしているすべてがある意味では環境庁がすべてをかけて守り抜かなければならぬもの、それはなかろうかというふうに思つています。環境庁にとって大切なものは全部なくなつてしまふような、そんな危機感を私は覚えるわけでけれども、それゆえに國民の関心もあるいは期待も、環境庁に対して大変高まっているというふうに思います。

私どもの党の方からも、ぜひ海水を流入させて生態系を維持してほしいという、そういう趣旨の質問主意書を提出をいたしております。速やかに開議をもつて決定をしてそれにお答えをいただくということにならうかと思ひますけれども、ぜひ環境庁長官の現時点の所感といふものをお伺いしたい、このように思つております。

○石井国務大臣 今大変な話題となつております諫早湾の問題でございますが、この事業につきましては、かなり長い経過がございます。そして、環境庁といたしましては、昭和六十三年と平成四

年に、環境問題に対しまして必要な意見も述べてまいりましたし、また、ことしの三月にも、環境保全対策の問題について意見も申し上げてまいりました。

この事業につきましては、あらかじめ環境影響評価が行われてまいつたわけでございまして、環境庁としては、環境保全の面から、調整池のヨシ原等の自然植生の維持とか、また、潮受け堤防前面における干潟の再生の促進でございますとか、また、水質汚濁の防止などにつきまして意見を申し上げてまいつたところでござります。

今後の問題として、環境保全対策が確実に実施されるよう見守つていかなければなりませんが、干潟の問題、またそこに生きている動物、植物の問題、これは環境の面から大変大切な問題とし受けとめております。今までいろいろと農林水産省が事業を進めてまいつた段階で、潮受け堤防が締め切られたという点につきましては、その結果起つた環境の変化ということについて、地元でもいろいろと検討がなされていると思いますが、さらに私どもは地元、また事業者ともいろいろ連絡をとりながら検討するように、私自身としては事務方に指示をしたところでござります。

○桑原委員 今こうして議論をしている間にも、深刻な事態が進行していると思います。いろいろな意見を今まで申し上げたということで、それがきたいというふうに反映をされていくのかを見守つて、どういうふうに反映をされていくのかと見守つて、私は思います。國民の期待もやはりございます。

ただいま私どもが承知している限りでは、そう長なことを言つておるときではないというふうに私は思います。國民の期待もやはりございます。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。
ただいま私どもが承知している限りでは、そういうものを承知しておりません。調べてはみます。

○桑原委員 お願いをいたします。
では、法案の質問に入らせていただきたいと思います。国民の期待もやはりございます。

環境庁の使命もあると私は思います。きちっとした、それも速やかな対応を、環境庁がリーダーシップをとつてやらなかつたらどこもやるところはないと思います。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。
ただいま私どもが承知している限りでは、そういうものを承知しておりません。調べてはみます。

○桑原委員 お願いをいたします。
では、法案の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、この南極保護法案の核心でございます、いわゆる確認制度についてお尋ねをいたしたいと思います。

議定書におきまして、南極のそういう環境を守つていただくための包括的な制度で、そのものが定められて、それを補足するために附属文書もあるわけでございまして、議定書の中では環境影響評価の皆様方にも環境保全の面から十分に意見を申し上げてまいりましたし、そのこととまことに、現地におきましても水質汚濁削減対策を推進するため、また、環境モニタリングなどの対策も行つてあるというふうに聞いているところでもございますが、さらにそのような面について環境庁としても十分に意見を申し上げ、そして対処してまいりたいと思っております。

○桑原委員 非常に回答は不満でございますが、ともかく現地の状況をしっかりと把握をしていただいて、近く閣議決定をもつて我々の質問主意書にもお答えをいたすことにならうかと思ひます。環境庁としての毅然とした環境を守らうという、そういう意思が伝わるような判断をしていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

それともう一点、これは通告がしてございませんので大変恐縮なのですが、野村證券が特定の政治家や官僚を優遇した、いわゆるVIP口座といふもののが存在が今問題になつております。これはすぐお答えをできかねるような内容かとも思うのですが、環境庁関係の高官でこれにかかわる人がいるのか、そういったものが今把握されているのか。あるいは、把握されていないとしたら、後日お調べいただき御報告をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。
ただいま私どもが承知している限りでは、そうございますが、動物の捕獲等、議定書におきましては個別に許可を得なければならないといつてござります。この議定書において禁止されている行為がないこと、第二には、議定書で条件つきで認められている行為についてはその条件を満たしていること、第三には、環境に対する著しい悪影響を及ぼさないこと、これらにつきまして事前に環境庁長官が活動を一括して審査し、確認を経なければならないということとしたものでございます。

このような仕組みとするこのメリットについてございますが、動物の捕獲等、議定書におきて得られる必要がなくなるというメリットがあるものと認識しております。

○桑原委員 そういったことでメリットがあると感じます。この制度が、単純に議定書と国内法を比較しておりますと少しわかりにくい点がござりますので、ぜひそういう制度の趣旨といいますか、そういうものがわかりやすく、一般的の申請をされる方々にしっかりと伝わるようにいろいろ

と工夫、御努力をされたい、こういうふうに思つております。

それで、議定書では、活動が南極環境に与える影響を三つの段階に分けておりまして、一つは軽微な一時的な影響を下回るもの、二つ目は軽微な一時的な影響、三つ目は軽微な一時的な影響を上回るもの、こういうふうに定めておりまして、一の場合は当該申請に係る活動を直ちに実施することができる、こうなっておりまして、二、三の場合は審査を受けるための初期の環境評価書の作成を義務づけている、こういうふうになつております。

運動がすべて申請をされるということになつております。環境庁長官がこういった審査を適正に行つたため、必要があると認める場合には、先ほど来少しご議論になつておりますが、申請者の方で自発的にそうくとか、あるいは、申請者の方で自発的にそういうものをしてぜひ理解を求めるといふような場合にはそういう図書を提出することができるのであります。こうしたことになつておりまして、どちらにいたしまして任意で、任意といいますか、明確な基準でどうこうということではございません。

図書提出の基準が、議定書の初期の評価書の場合には、先ほど言いましたように、どんな場合に評価書を出すかというのが大変はつきりしておるわけでございますが、本法案ではそこら辺がはつきり明示をされていない。これは図書の提出の場合もそうですし、図書の記載事項の修正または補充を命ずる場合も、どういった基準でやるのかといふのがはつきり明示をされていないように思つたのですが、その点についてはなぜなのか、教えていただきたいと思います。

○澤村政府委員　この確認につきましてのことですが、さういいますけれども、今御指摘ありましたように、環境庁長官は、確認申請書が提出された場合に、申請にかかわります活動の環境影響の程度について判断いたしまして、その程度が極めて軽微なものである場合を除いて、すなわちこの場合に

は必要がないわけでございますが、そういう場合を除きまして、議定書の環境評価書に相当する国書の提出を申請者に命ずるという運用を行つております。そういう中には、今御指摘ございましたように、自発的に提出されるということもあるわけでございます。また、軽微または一時的な影響、または、軽微または一時的な影響を上回る影響がある場合には環境評価書を提出するという議定書の要請を、この法律においては満たしているところでございます。

○桑原委員 それでは、具体的な運用としては、この図書の提出が必要だという場合は、軽微な一時的な影響、あるいは、軽微な一時的な影響を上回るもの、そういうものについては図書の提出を必要として求めるんだというふうに理解をしてよろしいわけですか。

○澤村政府委員 おつしやるとおりでございま
す。
○桑原委員 そうしますと、この法案の図書は議
定書の定める初期の環境評価書に相当する、こう
いうふうに思うわけですが、その中身は一体どう

定書では、いわゆる計画された活動の記述はもちらんでございますが、計画された活動の代替案及び当該活動が及ぼすおそれのあるすべての影響の検討、いわゆる累積的な環境影響、そういうもの

も含めて初期の評議書に盛り込むようにといふ
うに規定をされておりますが、そういったものがあ
この図書に盛り込まれるというふうに理解をして
よろしいわけですか。

も示されております。そういうものを受けまして、今後技術指針ということを定めまして、そういう中で、先生今御指摘のようなことを実現していく、そのように考えております。

○桑原委員 私は、そういうものが実際的に盛り

込まれるならば、内容的に連動いたしますので、それはそれでいいといいますか当然だということを思うのですが、ただ、やはりそういうふうに申請者に求めるということになりますと、ある意味では大きな責任であるとか義務とそういうものを申請者に課するものであるわけですから、そういうものを技術的な指針に回すのではなくて、できれば法案の中に明文化をしてはっきり示していく、議定書のようにはっきり示していくことが必要なのではなかろうかというふうに思うので、何でも技術的な指針というようなのは少しどうかなというふうに思うのですが、その点どうでしようか。

○澤村政府委員 確かに、そういう御指摘もあらうかとは思いますが、これまでのところの経験によりますと、例えば、英国外務省等におきまして、南極地域におきます活動の環境影響評価ガイドラインというようなものが出来ております。そして、これまでに各國がいろいろな形でもつて、そういう事業を認めるに当たっての事例が既に積み上げられているわけでございます。南極におきましてはまだ大わからぬ要素もたくさんあるわけでござりますので、それを一義的に、そのすべてを記載するということもなかなか難しい要素があります。

そういうことで、この議定書が効力いたしますと、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな情報交換というものがなされる、そういう中で、具体的な事例についてもよりわかりやすいものになってくるのではないか、そのように考えております。

○桑原委員 はい。

それでは次に、廃棄物としての放射性物質についてお伺いをいたします。

議定書では、その附屬書の何番目でしたでしょうか、廃棄物としての放射性物質は当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去するというような処理の仕方になっております。しかし、この法案

○澤村政府委員 放射性の物質につきましては、原子力基本法を中心といたします体系でその規制を行つてあるところでございます。環境基本法第十三条规定おきまして、汚染の防止のための措置は、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによるものとされてあるところから、本法案に除外して適用除外としたものでございます。

○森田 説明員 御説明申し上げます。

○桑原 委員 そうなりますと、放射性廃棄物の規制をさる所管をする原子炉等規制法でそれらが規制をされるというふうに思いますが、科学技術庁にお伺いしたいのですけれども、現在、そういう形で規制を受けながら、科学技術庁の所管の中で、いかなるそういう物質が南極に存在をするのか、そのことについてどう把握されておるのか、お伺いしたいと思います。

先生御指摘のとおり、科学技術庁におきましては、原子炉等規制法、それから放射線障害防止法、いずれも略称でございますが、この両法におきまして、核燃料物質すとか放射性同位元素、一般にラジオアイソトープというふうに言っておられます、が、こういうものの取り扱いについて規制をしています。これは、日本人が公海の上までたこの南極地域等で行う場合につきましても同様に規制されるものでございますが、現在のことわざとして、こうした放射性物質につきまして、南極地域

で使うということに関する許認可等は受けたもの
はございません。

ことだと思うのですが、将来的にそうしたものが出てくるというようなことになった場合には、そういういた法の適用をすることによって認定書附属文書などに定めている処理の仕方が確実に担保され

許せないと思うわけです。干拓ができるも浸水被害が起る、こういう重大な報告を故意に隠したままで水門の締め切りを強行する、こういうことは許すわけにいかない。

そこで、環境庁は、問題の全容をつかまないで干拓事業を容認すべきではないと思うのです。大臣は、環境の保全に責任を持つ閣僚として、中間報告の公開を求めたい。干拓事業によつて広範な浸水被害が起るというのであれば、干拓事業の見直しを求めるべきだと思うのですが、その点いかがございましょうか。

○石井国務大臣 その問題につきましては、所管が違いますので申し上げられませんが、この中間報告につきましては、環境面から検討されている

ものではなくて、既にこの事業について環境庁としては昭和六十三年と平成四年に必要な意見を述べたところでございますので、現状ではそのような認識のもとに当たっているところでござい

ます。

○藤木委員 先ほど来のお答えの中にもあったのですが、これまで環境庁は二度の意見書で、干潟の水質のモニタリングをやつて、そして水質が悪化するなら必要な措置をとれ、そういうことを農水省に要請してこられたのは確かでございます。

水門が締められまして一ヵ月が過ぎ、堤防内の干潟は乾燥が進んで、貝類やカニ類の腐臭が漂い始めていると伺っております。調整池も淡水化で生態系の変化が起き、有機物による水質の悪化も進んでまいります。

環境庁は、内水面の水質保全と生態系の保全といふ観点からも、必要な措置などという程度の抽象的な要請ではなくて、水門をあけるという具体的な要請を農水省にすべきではないでしょうか。

私は、大臣の英断を強くお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○石井国務大臣 この問題につきましては、先ほ

言つておりました。同センターの副管理者の波賀町長は、場合によつては塩化ビニールなど発生源の分別収集など住民の協力を求めたい、こういう話をしておりました。

ところが、この焼却施設には焼却炉が二基ござりますが、二号焼却炉は百八十分ノグラムでございました。確かに平均をいたしますと九百九十分ノグラムになることはなるわけです。しかし、実態は一千八百ノグラムも排出していただけます。

同センター以外で兵庫の施設のような平均値しか出していない施設はほかにもあるのでしょうか。もしもあるといたしましたら、どのような数値になつてゐるのか、明らかにしていただきたいと思いますが、厚生省にお答えをお願いいたします。

○三木本説明員 私ども千百五十カ所の施設について公表したわけでございますが、昨年の夏に通知をいたしたわけでございますが、それでは、各焼却炉、複数炉を持つている焼却施設がござります。これは通常は一体的に管理をされておりまして、一本の煙突から煙が出されるという形になりますので、サンプリング等々の関係から、もし各炉についてやつていればそれを平均して出していただきたい、報告をしていただきたい、こうしたことでもあります。施設によりましては、複数の焼却炉のそれそれが混合した状態でのサンプリング結果、測定結果、こういうふうになつておられるわけでございます。

現在、残念ながらその個々の焼却炉の炉自体のデータはちょっと私ども持ち合わせておりませんので、今のようなケースがどの程度あるのかをこの場では御返答申し上げることができないことを御理解いただきたいと思います。

○藤木委員 初めての調査ではござりますけれども、それでも極めて不十分で、実態を正確に把握しているとはとても思えません。直ちに改善をしていただくことが大切ではないでしょうか。

同センターは、ごみ焼却の方法が悪かつたので焼き炉が何と一千八百ノグラムでございました。確かに平均をいたしますと二百十ノグラムが検出されました。そこで、同センターは改良が完了するまで焼却の操業を停止することにいたしました。読売新聞の調査によりますと、四月末現在で十六施設が休廃止になっておりましたが、この報道は間違いでないと思います。

また、同センターのように、再度の調査結果で操業の停止などの措置をとった施設はどのくらいござりますでしょうか。それも後でお答えをいただきたいと思いますが、厚生省どうでしよう。

○三木本説明員 読売新聞の報道につきましては、私どもその正確な状況を把握できていないわけございますけれども、現在私どもが承知しておりますのは、七十二の施設が八十分ノグラムを超えておりまして、一部のものについては既に休廃止を予定する、こういうふうなことを聞いております。その数が把握でありますのは三カ所でございます。

なお、現在、各市町村におけるこれらの施設の対策の実施状況、それと今後の予定につきましては、都道府県を通じて確認を行つておられます。できるだけ近日中に取りまとめまして、さらに休廃止の予定についても現在調査を進めさせていただいておるところでございます。

○藤木委員 やはり補助率の引き上げをぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

しかし、もう一つの問題は、そもそもプラントメーカーの専門の職員が運転しましても、ガイドラインに従つて操業時間を倍にしてみても、ダイオキシン濃度が判断基準を下回らない、二十億円オキシン濃度が判断基準を下回らない、二十億円をかけて改良しなければ使用できない。これは、プラントそれ自体に構造的欠陥があるということになりますし、当然プラントメーカーの責任は免れないと思います。しかも、その標準仕様を指示されたのは国でございますから、その国の責任もまた問われなければならないと思うわけです。そうした意味からいっても、地方に負担を押しつけるというのはいかがなものか、国の責任を果たすべきだと思うわけです。

○藤木委員 地方自治体は真剣に対応するために取り組んでいるわけでですから、本当にできるだけ早く、早急に正しく実態をつかんでいただきたいと思います。

埼玉県の朝霞市の市クリーンセンターでござりますけれども、ここでの焼却炉からは二百七十ノグラムのダイオキシンが検出され、同市は、この焼却炉を使用中止にし、もう一基の焼却炉を二十時間連続運転をするとしております。同市は、

同センターは、ごみ焼却の方法が悪かつたので焼き炉が何と一千八百ノグラムでございました。確かに平均をいたしますと二百十ノグラムが検出されました。そこで、同センターは改良が完了するまで焼却の操業を停止することにいたしました。読売新聞の調査によりますと、四月末現在で十六施設が休廃止になっておりましたが、この報道は間違いでないと思います。

また、同センターのように、再度の調査結果で操業の停止などの措置をとった施設はどのくらいござりますでしょうか。それも後でお答えをいただきたいと思いますが、厚生省どうでしよう。

○三木本説明員 読売新聞の報道につきましては、私どもその正確な状況を把握できていないわけございますけれども、現在私どもが承知しておりますのは、七十二の施設が八十分ノグラムを超えておりまして、一部のものについては既に休廃止を予定する、こういうふうなことを聞いております。その数が把握でありますのは三カ所でございます。

なお、現在、各市町村におけるこれらの施設の対策の実施状況、それと今後の予定につきましては、都道府県を通じて確認を行つておられます。できるだけ近日中に取りまとめまして、さらに休廃止の予定についても現在調査を進めさせていただいておるところでございます。

○藤木委員 やはり補助率の引き上げをぜひ御検討いただきたいといふうに思います。

しかし、もう一つの問題は、そもそもプラントメーカーの専門の職員が運転しましても、ガイドラインに従つて操業時間を倍にしてみても、ダイオキシン濃度が判断基準を下回らない、二十億円をかけて改良しなければ使用できない。これは、

プラントそれ自体に構造的欠陥があるということになりますし、当然プラントメーカーの責任は免れないと思います。しかも、その標準仕様を指示されたのは国でございますから、その国の責任もまた問われなければならないと思うわけです。そうした意味からいっても、地方に負担を押しつけるというのはいかがなものか、国の責任を果たすべきだと思うわけです。

○藤木委員 地方自治体は真剣に対応するために取り組んでいるわけでですから、本当にできるだけ早く、早急に正しく実態をつかんでいただきたいと思います。

○藤木委員 初めての調査ではござりますけれども、それでも極めて不十分で、実態を正確に把握しているとはとても思えません。直ちに改善をしていただくことが大切ではないでしょうか。

四時間連続運転をするとしております。同市は、

施設整備事業の費用縮減行動計画、これを厚生省として定めております。これに基づきまして標準的な施設仕様についての検討会を設置することといたしております。それによりまして、費用縮減の観点を含めこの設備仕様等についての見直しを行なうこととしているところでございます。

○藤木委員 確かに、直近のものは本当にわずか減っておりますが、それはその一年前に逆戻りをしたという程度にしかすぎません。今おっしゃるような仕組みになつてはいるからこそ地方自治体はプラントメーカーの言いなりなんですね。もう職員まで呼んでもらわなければ使えない、こんな状況ですから、言うならプラントメーカーの言いなりにならざるを得ない。そのところをしっかりと考へていただきたい、メーカーには気兼ねをせずに指導をしていただきたいと思います。

切な対策をとつていただくように、今後也要請をしていきたいと思ひますし、先ほども申し上げましたように、来週早々にでも専門家を派遣いたしまして、現地を的確に把握をしていただきよう努めてまいりたいと思っております。

も、実はラムサール条約の内容は、登録をしていないものについてもきちんと管理をする、保護をする、そういった努力をする必要があるということになるとをきちんと述べております。例えば、第三条の第一、第四条の一というようななところがございます。こういったラムサール条約の遵守といった観点から、湿地の保全、これをラムサール条約の規定に従って環境庁としてはきちんと全うする義務があるのでないでしょうか。

○澤村政府委員 環境庁におきましては、ラムサール条約の締結後、いろいろな機会に、この条約の趣旨等につきまして、国民の皆様あるいは地方公共団体等、関連の皆様方にも説明し、理解を求めてきてはいるところでございます。とりわけ……（秋葉委員「今の点だけ答えてください」と呼ぶ）はい。ただいまの点につきましては、当然、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のためのいろいろな措置等を行うということになります。

○秋葉委員 その保全を行うことになつてはいるんですね。ところが、ゲートが縮まつていると、干潟は今月中いっぱいで死滅する。死滅することが保全することと矛盾するというのをあえて私が申し上げるまでもないと思うんですが、そうすると、その義務を果たしていないということに結論としてはなつてしまします。環境庁が意図する意図しないとにかくわらず、結果として、環境を守るべき環境庁がこれを見捨てたために、ラムサール条約の義務、それ以前の問題として、環境庁ができたその背後に世界的な大きな目的である

環境の保全という目的が達成されなかつた、そういう事実ができ上ります。

干潟だけではあります。種の保存に関する法律というのがござりますけれども、第三十四条、三十五条、三十六条、こういった中で、生息地並びに希少野生動植物、この保存ということがなつた、われておりますし、また、これが環境庁を設置されたその目的もあるはずでけれども、この護早湾の干潟に生息している多くの生物が現状のままでは死滅をしてしまう。ということは、この種の保存に関する法律の三十四条、三十五条、三十六条规定であるということを言わざるを得ない。それをどう認識されているんでしょうか。

○澤村政府委員 保護に当たりましては、種指定をされているものにつきまして保護するということございますので、その限りにおきまして、その違反、そういうことにはならないと考えております。

○秋葉委員 その指定をするのはだれですか。

○澤村政府委員 制度上は環境庁長官ということになつております。

○秋葉委員 本当に保全をしたかつたら、環境庁の責任において指定をすることができる。その結果として、保護をしなくてはならない義務が生じます。保護をしてないじゃないかという問題提起に対する、指定がされていないからというふうに答えるのは、まさに絵にかいた官僚答弁であつて、自分の責任を放棄するに等しいと言われても仕方ありません。

やる気がないんだつたらやる気がないとはつきり言って、環境庁を私は解体すべきだと思いますけれども、しかしながら、皆さんは頑張つていらっしゃるという前提で伺つておるわけですから、早速指定する力があるわけですから、この干潟に生息しているさまざまな生物について指定を行つた上で保全をすること、それを早急にやる気があるかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○澤村政府委員 先ほど長官の方からも御答弁いたしましたが、この指定等に当たりましては、他

の公益との調整ということ、これも重要な要素でございます。そしてそういう中で、とりわけ地元の賛意を得られているということ、これが大変に大きな要素になつていてるわけでございます。先ほどの申し上げましたが、一般論いたしましてそぞろに申しますが、個々の努力はやつておるわけでございますが、個々の事例に当たりましては、他の公益との調整をういたことも重要であるということを申し上げたいと思います。

○秋葉委員 環境庁が設置された主たる目的は、地元との調整を行うことでしょうか。

○澤村政府委員 自然保護行政を進めるに当たりましては、いろいろな保護区等の制度があるわけですが、そういう制度を円滑に進めるためには、やはり、地元の協力ということ、理解と協力、そういうことは大変に大きな要素であると考えております。

○秋葉委員 地元の利害関係については、例えば議会等、その利害関係をきちんと代表する地方自治の制度といふのは、憲法にも描かれておりますように、そういったシステムをきちんと持つております。

環境庁が設置されたのは、そういった地方自治体の声をまず優先させるということではなくて、何よりも環境を保全するということを最大の優先事項として事に当たるということだと思いますけれども、今のお答えを聞いてみると、環境は一の次、二の次になつても地方自治体あるいは他の省庁との調整がなければいい、そんなことでやつきたから、絶滅種がなかなか保護できないというようなことに私はなつてないんだと思います。

それでは伺いますけれども、地方自治体との調整をするに当たつても、この問題についてこれはど世論が大きな関心を抱いている時点です、環境長官は地方自治体の長と直接ひざを交えて、環境上重要な問題なんだから協力ををしてほしいといふようなことをおっしゃいましたか。

○石井国務大臣 この事業につきましては長い経

過がござりますので、私が環境庁長官になりましては、た時点では、そのような地方自治体の長とお話をされる機会がまだございません。

○秋葉委員 重要な問題であれば、責任者がもう一方の当事者の責任者と直接に話をすると、これはクリントン・橋本会談、日米会談でも通常行われていることですから、今のお答えの中で、調整が大事だ、環境を保全するという目的以上に調整が大事だ、というようなことをおっしゃっているんですねから、当然そのくらいのことはされても私は罰は当たらないと思います。説得をぜひお願ひしたいと思います。

そのためにも時間が必要ですけれども、農水省なぜゲートを上げられないのか。これほどゲートを上げるという声が国会の中でもごくごく耳をつんざくばかりに大きくなってきておりましたし、全国津々浦々、一部の新聞やマスコミを除いて、良識のあるマスコミは、この問題を非常に大きく取り上げております。

この問題について、改めてゲートを上げて、その中で賛成、反対についての事実に基づいたきちんととした議論を、時間限つてもいいと思いまして。一年、時間を限るなら限つて、きちんと公開された議論をもう一度やり直すべきだと思いますけれども、ゲートを上げられない理由は何なんでしょうか。

○江頭説明員 謙早湾は、御承知のとおり、干満の差が非常に大きく、五ないし六メーター、こういうふうな大きな干満の差を持つ海域でござります。また、その周辺地域は、歴史的に干拓を繰り返しまして、非常に低平な地域になつております。

その潮受け堤防の排水門でござりますけれども、これは、外海の潮汐の影響を遮断することによりまして、調整池内の水位を低く保つ、そういうことによりまして、周辺の低平な地域からの排水を改善する。それから、外潮位が高いときに、上流からの洪水を……（秋葉委員「それはつくづかた理由で、委員長」と呼ぶ）

○萩山委員長代理 私語では慎んでください。
○江頭説明員 一時貯留いたしまして、外潮位が
低下した段階で安全に放流する、こういう機能を
持っているわけです。

このようなことで、既に操作を開始しているところであります。五月十三、十四日にも相当な降雨があったわけでござりますけれども、排水改善の効果は既に実証されてきている。そういう中で、今後雨季を控えておりますし、防災に対する地元の期待が非常に強い中で水門を開放するということは困難であると考えております。

〔秋葉委員長代理退席 委員長着席〕

○秋葉委員 今、長々とお述べになつたのは、農水省がこの堰を締めた、あるいはそれ以前に防潮堤をつくった理由であつて、上げられない理由とは、これは全く次元の違う問題であります。

事実、四月十四日にこの堰が締められるまでは、人によつては、これはギロチンが落ちたといふように表現される方もいらっしやいます。長官、ぜひ聞いていただきたいんですが、現地に行つてみるとギロチンが落ちたという表現がなぜ使われたのか、そのことがよくわかります。ぜひ行つていただきたい、もう一度お願ひしたいんです。

それでは伺いますけれども、それ以前、例えは昨年の同時期から四月までの一年の間に、今おしゃつたような防災上の問題が事実どの程度起つたのか。今回の降雨の際の冠水と比較してそれ以上の防災上の問題となるような事実は起つていたのか、お教えいただきたいと思います。

○江頭説明員 今回の降雨は日雨量で百五十一ミリ、時間雨量に直しますと四十三ミリという二年間に一遍程度の規模の降雨でございました。

そこで、今まで諫早市で湛水する区域というふうにして色を塗つておりましたところがほとんど湛水ということはございませんで、十センチ程度の湛水が小面積あつた、このような報告を受けております。

締めたから状況がよくなつたとおっしゃいますけれども、過去数年間でもその状況はそんなに変わらないといいんです。しかも、今冠木の程度が少ないというふうにおっしゃいましたけれども、その部分もポンプを二十四時間稼働して結局排水しているわけですから、事実上それほど変わらない。そういう状況で門を締め切つてはいるという理由は全くありませんということを私は申し上げたいわけです。

あと時間が少々ありますので、南極のこの問題についても関連したことで伺いたいんですけども、実はこういった問題が生じてきた理由の一つは、この工事の始まる以前にも、あるいはそれ以後も十分にこの干渴の状況についての監視を行ってこなかつた、十分な現状把握が行われてこなかつたというところに一番大きな理由があると思ひます。

今回のこの南極条約関連の国内法の中で、活動終了後の報告を集める、これは二十一條ですけれども、それから立入検査、二十二条ということが定められております。こういったことによつて南極条約違反の事例というものを十分に把握することができるのかどうか疑問に思いますけれども、システム上どういったことによつて事実把握ができるのか。さらにまた、責任を追及することができるのか。そのシステムを簡単に御説明いただきたいと思います。

○澤村国政府委員 ただいまのお尋ねは、どうやつて監視、指導等をしつかりするかということです。さいますが、まずは現地に派遣する職員等による監視、指導のほか、必要に応じまして報告書収集、立入検査を行うということが法定されているわけでございます。これらによりまして法律の履行状況の把握に努めてまいりたいとまずは考えております。

また、議定書におきましては国際的な監視員による査察も実施されることになつておりますけれども、環境庁といたしましても、これらと効果的な連携をとることによって適切に法を施行してまいりたいわけですね。

○秋葉委員 先日はこの衆議院では環境のアセス法案審議をいたしました。その審議の中でも何度起をしているアセスのやり方についていろいろと問題がある。問題があつても環境庁が本当にしっかりとした仕事をするのであれば、そういう問題は余り私たちとしては心配しないでもいいんだ、そういうお答えが環境庁からございました。本当にその言葉を信頼できるのかどうかというのは、例えばこの諒早の干潟において環境庁はどういう行動をとるかにかかっているのではないか、あるいはほかの環境の問題についてこれまで環境庁がどういう仕事をしてきたのかにかかっているのではないかと思ひます。

さあさま大事な点で環境庁、頑張ってこれられました。この干潟についてもなお一層勇気ある決断を環境庁長官以下皆さんにお願いをいたしまして、アセス法についても、参議院において、そうだ、環境庁に任しておけば大丈夫なんだというような信頼がそこから芽生えて、さらに環境保全の方向で日本社会が大きな一步を踏み出すようになることを期待し、またお願ひいたしまして、私の質問を終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 岩國哲人君。

○岩國委員 岩國哲人でございます。太陽党を代表して、環境庁長官に質問させていただきます。

まず最初に、私も、鈴木永二さんを筆頭といたします臨時行革審の専門委員を一年半務めさせていただきました。暮らしの部会、そして国際部会で仕事をさせていただき、多くのことを勉強させていただきました。その中で、我々の提案の中に、環境庁を環境省に格上げし、充実すべきだ、こういう意見を添えて報告をしたことがあります。これについて先ほど別の委員の方からもそのような提言といいますか質問がございましたけれども、環境庁長官としては、行革という大きな枠組みの中で、しかし行革というのはすべて小さく

すればいい、少なくすればいいというような行政ではなくて、行政の効率の切れ味を鋭くしていくことが、そして国民の期待に行政がどうこたえていくかというその新しい体制づくりが私は行革だと思っております。とすれば、環境省ではなくて環境省に格上げ、充実する、これは海外諸国からの日本の環境問題に対するリーダーシップに対する大きな期待があります。それにこたえる意味からも私は環境省に格上げすべきではないか、そのように思います。環境庁長官の御意見を承りたいと思います。

○石井国務大臣 今岩國議員が御指摘のとおり、環境問題は今大変重要な課題でございますし、行政の問題も、やはり新しいニーズにこたえたそういう行革が必要であるというふうに私も考えております。そういう点からいえば、ほかの省庁と一部違いまして、環境庁の環境行政というものが、これはまさに新しい課題として、また将来を見越してこれからの人類の存亡にかかる重要な問題を考え、そして科学的な知見に基づいた政策を進めなければならぬ、そういう役所でありますし、また、今までの調整官庁ということだけでは十分に力が発揮できないということを私自身も感じてまいりました。ですから、国際社会の中にあって、環境問題を重点に考えて環境省という形で取り組んでいっている国も随分多いわけでございますし、環境庁という名前を使いながら実態は環境省に並ぶようなそういう事業を進めている国もあります。

そういう点で日本が決して環境行政に対しても先進的な国ではないというような思いもしながら、また、環境アセスメント法案がおくればせながらようやくこの衆議院で可決をしていただいたわけでござりますけれども、そんなような状況を踏まえてできるだけ、これから日本にとって環境行政は大変重要であるということで、環境省という形でさらに環境行政を充実していくしかなければなりません、そういうような思いでいろいろとこの間申し上げたところでございます。

す。決してこの国際会議は私はむだ遣いだとは思つておりませんし、そういう声も現に起きておるわけではありませんけれども、納税者の間に環境批判、そしてむだ遣い批判が起きているときに、先ほど環境庁長官として諫早を視察する気持ちはない、このようにおっしゃいました。そのような考え方方は現在ない、行きたいけれども行けませんというふうなことがあります。そのような長官としての責任、これだけ国民が期待しているときに、ほかの委員が行かなくて私が行つてみせる、それこそ環境庁長官ではないでしょうか。諫早を視察する考えは本当にないのか、私はそういう答弁をされたわけです。この点について私は大変心外だと思っております。そのような長官というふうなことではなくて、考えそのものがないか、これが一点。

政治は何をしているか、行政は何をしているか、これだけマスコミも動き、そしてふだんはこういう問題に関心のないような人たちまでが批判し、私は政治家として、私の選挙区へ帰るといたまらないような気持ちになります。あなたは何をしていらっしゃるんだ、環境庁何をしているんだ、長官は何をしていらっしゃるのか。長官が女性であるだけに、女性の皆さんも期待をかけておられるといふことも踏まえた上で、もう一度、諫早に行つてみると気は全くないとお考えになつていらっしゃるのかどうか、お伺いたします。

○石井国務大臣 この問題につきましては、今までたびたび申し上げておりますが、長い経緯があるということ、そして現状の把握について私は今後所の方に、専門家に申し上げまして、的確に把握をしていただきたいと申し上げているところでございます。この事業についての、環境を大切にする立場、また地元として事業を推進しなければならない立場、さまざまなお立場の方があるとは思いますけれども、私いたしましては、まず現状を十分に把握した上で考えるべきであるといふふうに思つております。

○岩國委員 まず現状を把握してからとおっしゃいますけれども、その現状把握は具体的にどうい

うことをどういうめどでやつていらっしゃるのを、これから、長官としてはいろいろな国会の日程もおありだと思います。しかし、それ以外に局長、いろいろと部下の方がたくさんいらっしゃるわけです。環境庁の幹部で、ことしに入つてからこれまでだけ批判の高まりを見せておりました。それが、とりあえず私は来週早々に事務方におりましたが、どういう立場の方が行かれましたか。

○石井国務大臣 今ちょっと調べていただいておきますが、とりあえず私は来週早々に事務方においてお話をいたしまして現地に入つていただくということを指示しております。政府委員から答えさせ

ていただきます。

○岡田政府委員 突然のお尋ねですので正確にはあれですが、これは長いですから前からはいろいろな人間が行つてますが、最近特に今行つて

いるということについては承知していません。承知していませんというより、今現在行つていておりません。

○岩國委員 先ほどから私は長官に再三申し上げております。この国民の関心の高まり、期待の高さ、今こそ環境庁、動くべきときではないでしょうか。我々環境委員会の委員はこれだけたくさん

おりますけれども、我々が行つてどうこうするとおりません。この問題につきましては、いま

○佐藤委員長 これより討論に入るのです。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、南極地域の環境の保護に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、杉浦正健君、田端正広君、小林守君、藤木洋子さん、秋葉忠利君、岩國哲人君から、附帯決議付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聽取いました。田端正広君。

○田端委員 私は、ただいま議決されました南極地域の環境の保護に関する法律案に対する附帯決議につき、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び太陽党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

南極地域の環境の保護に関する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 環境保護に関する南極条約議定書の実施状況の検討など環境保護委員会の重要な任務が十分達成されるよう我が国として積極的な役割を果たすこと。

二 南極地域活動に係る環境影響評価の審査体制の充実・強化を図るとともに、締約国間に

おける同制度の運用方針の確立を急ぐこと。

三 本法に基づく規制の実効性を確保するため、南極地域に環境庁職員を必要に応じ派遣してお願いしたいと思います。ありがとうございます。

四 最後に要望いたしまして、長官がこうした大事な役目をお引き受けになった以上は、全力を挙げて政治生命をかけて、ぜひとも国民の政治家に対する不信、行政不信をこの環境問題の一点にかけ解消してみせる、そのようなお気持ちで対処していただきたい。そのためには、事と次第によつて諫早を視察していただくこと、そして事と次第によつては長官を辞任していただくことも含めてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

五 本法によつては長官を辞任していただくことも含まれてお預りしたいと思います。ありがとうございま

していただきたい。そのためには、事と次第によつて諫早を視察していただくこと、そして事と次第によつては長官を辞任していただくことも含めてお預りしたいと思います。ありがとうございました。

六 南極地域活動を行うすべての者に対し、本法に規定する「基本的な配慮事項」を周知するとともに、特に、観光活動については、国際的に共通する効果的な環境教育プログラム

及び普及啓発のためのパンフレット等の作成に積極的に協力するとともに、観光業者及び旅行参加者に対し、当該観光が南極地域の生態系等に及ぼす影響を最小限とするよう万全の措置を講じるよう指導すること。

七 南極地域においてオゾン層の破壊によるオゾンホールの拡大や地球温暖化によるとの指摘もある棚氷の崩落が観測されていることにかんがみ、国際的な連携を図りつつ、地球規模で原因物質の排出を抑制する等の地球環境

保全対策の一層の推進を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。石井環境庁長官。

○石井国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。(拍手)

○佐藤委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

【報告書は附録に掲載】

○佐藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十三三分散会

南極地域の環境の保護に関する法律案

南極地域の環境の保護に関する法律

目次
第一章 総則(第一条～第四条)
第二章 南極地域活動計画の確認(第五条～第十

十二条) 第三章 南極地域における行為の制限

第一節 純物資源活動の制限(第十三条)

第二節 動物及び植物の保存のための制限(第十四条)

第三節 廃棄物の適正な処分及び管理(第十

五条～第十八条)

第四節 南極特別保護地区及び南極史跡記念

物の保護のための制限(第十九条～第二十

四章 監督(第二十一条～第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条～第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条～第三十三条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際的に協力して南極地域の環境(これに依存し及び関連する生態系並びにこれとともに包括的に保護されるべき南極地域の固有の価値を含む)以下単に「南極地域の環境」という)の保護を図るために、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書(同議定書の附属書一から附属書Vまでを含む)以下「議定書」という)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康と文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この法律は、日本国民及び日本國の法人並びに日本国内に住所を有する外國人及び日本国内に事務所を有する外國の法人(当該事務所に所属する従業者が当該法人の業務に関し、南極地活動をし、又は南極地域活動の主宰に関与する場合に限る)に適用する。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

による。

一 南極地域 南緯六十度以南の陸域(氷棚及びその上空の部分を含む。以下同じ。)及び海域(氷棚の区域については、その下の海中の部分に限る。以下同じ。)をいう。

二 南極地域の固有の価値 南極地域の科学上、歴史上若しくは芸術上の価値又は原生の状態を維持していることの価値をいう。

三 南極地域活動 南極地域においてする科学的調査、観光その他の活動(一定の目的のためにする一連の行為をいう。)をいう。

四 南極地域活動計画 一又は二以上の南極地域活動に係る一の計画をいう。

五 南極特別保護地区 議定書附属書V第三条1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であつて、総理府令で定めるものをいう。

六 特定活動 南極地域の海域においてする次に掲げる南極地域活動(次に掲げる南極地域活動以外の南極地域活動と一体となつて行われるもの除外)をいう。

イ 南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動植物の採捕であつて当該採捕を制限し、又は禁止する法令の規定(政令で定められたものに限る)に反することなく行われるもの及びこれに付随する総理府令で定める行為

ロ 船舶の航行又は航空機の飛行(南極特別保護地区への入りを除く)及びこれらに付随する総理府令で定める行為

ハ 科学的調査であつてその結果を公表することとされているもの(イに掲げるものを除く)をいう。

八 南極環境影響 南極地域活動が南極環境構成要素に及ぼす影響をいう。

九 純物資源活動 純物(石炭、亜炭、石油及び天然ガスを含む。)の探査及び採掘をいう。

十 南極哺乳類 哺乳綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十一 南極鳥類 鳥綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十二 廃棄物 南極地域の陸域(上空を除く。以下この号において同じ。)において発生し、又は液状の不要物をいう。

十三 南極史跡記念物 議定書附属書V第八条5後段に規定する史跡及び歴史的記念物で掲げられた史跡及び歴史的記念物である。

十四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

二十九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

三十九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

四十 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二七 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二八 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二九 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二〇 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二一 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二二 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二三 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二四 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二五 個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

一二六 個体が南極

三 前二号に掲げるもの以外のもの 当該南極地域活動計画の確認を拒否し、その旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

4 環境庁長官は、前項の規定による措置をとらうとする場合において必要があると認めるときは、總理府令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に関し専門の学識経験のある者の意見を聴くことができる。

5 環境庁長官は、南極地域の環境を保護するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第三項第一号の規定による確認に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動（その南極環境影響が極めて軽微なものを除く）について環境庁長官の権限を有する環境庁長官が通知する南極環境影響に係るものに限る）の観測又は測定を總理府令で定めるところにより行い、その結果を環境庁長官に報告すること、南極地域において環境庁長官の権限を行なう職員との間の連絡手段を確保することその他ができる。

6 第三項第二号の規定による通知について不服がある者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立てをすることができる。

7 申請者は、申請に係る南極地域活動計画について確認をし、又は確認を拒否した旨の通知を受けるまでは、いつでも申請を取り下げることができる。

（南極地域活動計画の総覽等）

第九条 環境庁長官は、前条第三項第二号に定める措置をとった日から起算して二週間以内に、申請に係る南極地域活動計画について、總理府令で定めるところにより、總理府令で定める事項を公告し、及び当該公告の日から起算して三十日間、当該南極地域活動計画に係る申請を提出する旨を書面をもって申請者に通知しなければならない。

第十一条 申請者に代わって申請中の南極地域活動

求めるため議定書附屬書一第三条2に規定する事項を記載した包括的な環境評価書を作成して締約国の政府及び議定書第十一条の環境保護委員会に送付する手続をとらなければならない。

2 何人も、前項の規定により総覽に供された南極地域活動計画について、同項の規定による公告の日から、同項の総覽期間の満了日の翌日から起算して六十日を経過するまでの間に、環境庁長官に対し、南極地域の環境の保護の見地からの意見を、意見書の提出により述べることができる。

3 環境庁長官は、第一項に規定する包括的な環境評価書に対する締約国の政府の意見若しくは前項の意見の内容に照らし南極地域の環境を保護するため必要があると認めるとき、又は議定書附屬書一第三条5若しくは6の規定に従うた

め必要があると認めるときは、申請者に対し、相当な期限を付して、書面をもって、当該南極地域活動計画について必要な修正を行うべきことを命ずることができる。この場合において、當該書面には、当該修正を行うべき理由を付さなければならぬ。

4 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第二項中「当該命令に係る措置をとらない」とあるのは、「第九条第三項の規定による命令に係る修正を行わない」と読み替えるものとする。

第五条 環境庁長官は、第三項の規定による命令に係る修正後の南極地域活動計画（同項の規定による命令をしない場合にあっては、第一項の規定による公告に係る南極地域活動計画）が第七条

四号又は第七号に規定する氏名が確定していないかた場合には、申請者又は主宰者は、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が開始され

る日（当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が二以上である場合にあっては、それらが開始される日のいずれか早い日。以下この条において「計画開始日」という。）の三十日前までに、当該氏名を確定し、これを環境庁長官に届け出なければならない。

第六条第一項第四号若しくは第七号に規定する氏名又は同項第五号に掲げる事項に変更があった場合には、申請者又は主宰者は、計画開

計画に係る南極地域活動を主宰しようとする者は、總理府令で定めるところにより、環境庁長官に届け出なければならぬ。

2 申請者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該申請の手続を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その申請者の地位を承継する。

3 前項の規定により申請者の地位を承継した者は、總理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境庁長官に届け出なければならない。

4 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項を環境庁長官に届け出なければならない。

5 環境庁長官は、主宰者から申請があつたときは、總理府令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを証明する行為者の交付をするものとする。

6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、總理府令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

7 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第五項の行為者証を携帯しなければならない。

（主宰者の責務）

第十二条 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者に対し、少なくとも当該南極地域活動に係る第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

第三章 南極地域における行為の制限

第一条 環境庁長官は、第三項の規定による確認を受けた場合には、申請者又は主宰者は、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が開始され

る日（当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が二以上である場合にあっては、それらが開始される日のいずれか早い日。以下この条において「計画開始日」という。）の三十日前までに、当該氏名を確定し、これを環境庁長官に届け出なければならない。

第二条 第五項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

（承継）

第三条 申請者に代わって申請中の南極地域活動

始日の三十日前までに、その旨を環境庁長官に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、当該南極地域活動計画に含まれる一の南極地域活動が開始される日が計画開始日から起算して六月を経過した日以後の日である場合における当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項については、適用しない。

4 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項を環境庁長官に届け出なければならない。

5 環境庁長官は、主宰者から申請があつたときは、總理府令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを証明する行為者の交付をするものとする。

6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、總理府令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

7 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第五項の行為者証を携帯しなければならない。

（主宰者の責務）

第十三条 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者に対し、少なくとも当該南極地域活動に係る第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

源活動をしてはならない。ただし、科学的調査であつてその結果を公表することとされているものについては、この限りでない。

第二節 動物相及び植物相の保存のための制限

第十四条 何人も、総理府令で定める検査を受けている場合その他総理府令で定める場合を除き、生きていらない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体(これらの個体の一部を含むものとし、これら加工品を除く。)を南極地域に持ち込んではならない。

2 何人も、南極地域においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、若しくは殺傷し、又は南極鳥類の卵を採取し、若しくは損傷すること(特定活動に係る行為又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為(締約国に含まれる南極の規定により当該締約国において当該行為に関する許可その他のこれに類する行政処分を受けてする行為を含む。次号及び第三号において「確認行為」という。)に該当するものを除く。)

一 次に掲げる場合において、生きている生物(ウイルスを含む。)を南極地域に持ち込むこと(確認行為に該当するものを除く)。

イ 食用に供するために酵母その他の菌類又は植物を持ち込む場合

ロ イに掲げるもののほか、南極環境影響の程度が軽微な場合として総理府令で定める場合

三 前項又は前二号に掲げるもののほか、南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為(特定活動に係る行為又は確認行為を除く。)

3 南極地域に動植物(これらの個体の一部及び加工品を含む。)を持ち込んだ者は、南極地域の

動物相又は植物相の保存に支障を及ぼすことがないよう、当該動植物を適切に管理するよう努めなければならない。

第三節 廃棄物の適正な処分及び管理

(廃棄物の発生の抑制等)

第十五条 何人も、南極地域においては、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、発生した廃棄物を南極地域から除去するように努めなければならない。

(廃棄物の処分の制限)

第十六条 何人も、南極地域においては、次の各号のいずれかに規定する方法による場合を除き、廃棄物を焼却し、埋め、排出し、若しくは遺棄し、又はその他の方法による廃棄物の処分をしてはならない。

一 固形状の廃棄物であって可燃性のもの(政令で定めるものを除く。)の陸域における焼却による処分であつて、総理府令で定める焼却の方法に関する基準に従つてするもの。

二 液状の廃棄物(糞尿を含むものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「液状廃棄物」という。)であつて、氷床に覆われ、かつ、海岸又は氷棚の先端から内陸の方に向遠く離れた地域として総理府令で定める地域において発生するものの当該地域における埋立てによる処分であつて、総理府令で定める埋立ての方法に関する基準に従つてするもの。

三 液状廃棄物であつて人の日常生活に伴つて生ずるものその他の政令で定めるものの陸域から海域への排出であつて、総理府令で定める排出の方法に関する基準に従つてするもの。

四 前号に掲げる液状廃棄物の処分に伴つて生ずる汚泥(総理府令で定めるものに限る。)(南極史跡記念物の除去等の禁止)

年法律第百三十六号)の規定に従つてするもの

の程度がそれを遺棄することによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として総理府令で定める場合における当該廃棄物のその場への運搬

(廃棄物の適切な保管)

第十七条 何人も、廃棄物が南極地域から除去され、又は前条各号に掲げる廃棄物の処分がされるまでの間は、廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう、適切な場所又は施設において適切に保管するように努めなければならない。

(ボリ塩化ビフェニル等の持込みの禁止)

第十八条 何人も、南極環境影響の程度が軽微な場合として総理府令で定める場合を除き、ボリ塩化ビフェニル(別名P.C.B.)その他廃棄物となつた場合における除去又は処分の南極環境影響の程度が著しいものとして政令で定めるもの(南極地域に持ち込んではならない。

(南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限)

第十九条 何人も、特定活動としてする立入り、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動に係る入り及び締約国の相当法令の規定により当該締約国において当該立入りに関する許可その他のこれに類する行政処分を受けた場合を除き、南極特別保護地区に立ち入つてはならない。

(南極特別保護地区への立入りの制限)

第二十条 何人も、南極史跡記念物を除去し、損傷し、又は破壊してはならない。

第四章 監督

(報生日微取)

要な限度において、主宰者又は南極地域において行為をする者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十二条 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物、日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 議定書第十四条2に規定する監視員は、議定書で定める範囲内で、南極地域にある建築物、船舶若しくは航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第二十三条 環境庁長官は、南極地域において行為をする者が第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十六条若しくは第十八条から第二十条までの規定に違反し、又は第七条第二項各号のいずれかに該当する行為をし、又はしようとする場合(次項に規定する場合を除く。)において、南極地域の環境の保護のために必要があると認めるときは、当該行為をし、若しくはしようとする者又は主宰者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境庁長官は、確認の時には予想することができなかつた南極地域の環境の変化又は確認の時になかつた南極地域の環境の科学的知見の充

定は、附則第一条第三号に定める日の前日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「外務大臣」とあるのは「環境庁長官」と、「外務省令」とあるのは「総理府令」とする。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に受けている旧法の規定による許可その他の処分は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定による許可その他の処分とみなす。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第五条第一項の規定により外務大臣に提出された申請書は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第一項の規定により環境庁長官に提出されたものとみなす。

第四条 附則第一条第四号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間ににおける前条第一項の規定の適用については、同条中「旧法第二条第二号から第四条まで」とあるのは「旧法第二条第二号」である。

四項、第三条、第四条」と、「規定中」とあるのは「規定中」「南極地域」とあるのは「南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第号)」である。

四項、第三条、第四条」と、「規定中」とあるのは「規定中」「南極地域」とあるのは「南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第号)」である。

四項、第三条」とあるのは「旧法第三条」と、「南極鳥類」と、「特別保護地区」とあるのは「南極環境保護法第三条第五号に規定する南極特別保護地区」とする。

第五条 附則第一条第二号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間ににおける前条の規定の適用については、同条中「旧法第二条第二号から第四条まで」とあるのは「旧法第三条」と、「南極鳥類」と、「特別保護地区」とあるのは「南極環境保護法第三条第五号に規定する南極特別保護地区」とする。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に南極地域において南極地域活動をしてい

る者が最初に南極地域から出るまでの間に南極地域においてする南極地域活動については、第五条第一項及び第十一条第七項の規定は、適用しない。
2 前項に規定する者が附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四条第三号の許可(附則第三条第二項の規定によりみなされたものを含む)を現に受けている場合における当該許可に係る行為及び前項に規定する者がする旧法第四条第一号及び第二号に掲げる行為については、第十四条第二項及び第十九条の規定は、適用しない。

3 第一条に規定する者は、総理府令で定めるところにより、同項に規定する南極地域活動が終了した後、遅滞なく、環境庁長官に対し、総理府令で定める事項を報告しなければならない。
4 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七条 附則第一条第二号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定め

のこの法律の規定の適用については、第三条第

五号中「議定書附属書V第三条1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であって」

とあるのは「生態系の保存が学術的に特に重要なものとして議定書第一条(c)の南極条約協議国会議が指定した地区」と、第七条第一項第三号中「議定書附属書V第六条の規定に係る管理計画に従い南極特別保護地区」として総理府令で定める要件に適合すること(当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあっては、科学的調査のため欠くことができないものである)とあるのは「南極特別保護地区の生態系の保存に支障を及ぼすものでないことその他のこと」とある。

第八条 附則第二条及び次条の規定の施行前にし

た行為並びに附則第二条の規定の施行後附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第九条から第十二条までの規

定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正

第十条 第二項第四号中「定めた廃棄物」の下に「南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第号)第十六条第四号に規定する汚泥」を加える。

(環境庁設置法の一部改正)

第十一条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八号)の一部を次のようにより改正する。

第四条第七号中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)」を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)及び南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の環境庁設置法第四条第七号の規定の適用については、附則

第一条第一号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間は、「及び南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第号)」とあるのは、「並びに南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第号)及び同法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧南極地域の動物及び植物の保存に関する法律(昭和五十七年法律第五十八号)」とする。

(外務省設置法の一部改正)

第十三条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十五条を削り、同条第四十六号を同条第四十五号とする。

地域の環境を保護することが人類の福祉に貢献するともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することにかんがみ、環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、南極地域の環境に及ぼす影響の程度が著しい行為がないかどうかの審査を行うための南極地域活動における行為の制限に関する措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際的に高い価値があると認められている南極

平成九年五月二十九日印刷

平成九年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C